

道路運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案参照条文目次

○ 道路運送法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十号）（抄）	1
○ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（抄）	2
○ 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）（抄）	7
○ 道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）（抄）	8
○ 自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）（抄）	9
○ 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号）（抄）	10
○ 建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第二百九十四号）（抄）	10
○ 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄）	11
○ 沖縄の復帰に伴う運輸省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第一百十二号）（抄）	11

道路運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案参照条文

○ 道路運送法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十号）（抄）

（道路運送車両法の一部改正）

第二条 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

（略）

第十五条の二第五項中「し、当該自動車の所有者に対し、一時抹消登録証明書を交付する」を「する」に改める。

第十六条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項後段を削り、同項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に、「第十六条第六項」を「次条第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「とともに、当該自動車の所有者に対し、一時抹消登録証明書を交付する」を削り、同項を同条第七項とする。

（略）

第十八条第一項中「第十六条第三項又は第五項」を「第十六条第二項又は第四項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（登録識別情報の通知）

第十八条の二 国土交通大臣は、新規登録、変更登録、移転登録又は一時抹消登録をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、当該登録の申請者に対し、当該登録に係る登録識別情報を通知しなければならない。ただし、当該申請者があらかじめ登録識別情報の通知を希望しない旨の申出をした場合その他の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による申出をした者は、国土交通省令で定めるところにより、いつでも、国土交通大臣に対し、登録識別情報を通知することを請求することができる。

（略）

第二百二条第一項中「限る」の下に「。第八号において同じ」を加え、「第九号から第十一号まで」を「第十号から第十二号まで」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 第十八条の二の規定による登録識別情報の通知を受ける者（第十五条の二第五項の一時抹消登録に係るものに限る。）
（略）

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～三 (略)

四 第一条中道路運送法第四十一条第四項の改正規定及び第二条の規定(前三号に掲げる改正規定並びに道路運送車両法第四十八条第一項の改正規定及び同法第六十一条第二項第二号の改正規定(「及び二輪の小型自動車」を加える部分を除く。))を除く。並びに附則第八条から第十条まで、第十七条、第二十一条、第二十七条(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十号)第九条第四項の改正規定に限る。))及び第二十八条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(略)

○ 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号) (抄)

(登録の一般的効力)

第四条 自動車(軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。以下第二十九条から第三十二条までを除き本章において同じ。)は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

(自動車登録ファイル等)

第六条 自動車の自動車登録ファイルへの登録は、政令で定めるところにより、電子情報処理組織によつて行なう。

(永久抹消登録)

第十五条 登録自動車の所有者は、次に掲げる場合には、その事由があつた日(当該事由が使用済自動車の解体である場合にあつては、使用済自動車の再資源化等に関する法律による情報管理センター(以下単に「情報管理センター」という。))に当該自動車が同法の規定に基づき適正に解体された旨の報告がされたことを証する記録として政令で定める記録(以下「解体報告記録」という。))がなされたことを知つた日)から十五日以内に、永久抹消登録の申請をしなければならない。

- 一 登録自動車が減失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）、又は自動車の用途を廃止したとき。
- 二 当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際存したものでなくなつたとき。
- 三 引取業者（使用済自動車の再資源化等に関する法律による引取業者をいう。第百条第一項第三号において同じ。）は、同法の規定に基づきその取扱いに係る登録自動車の解体報告記録がなされたことを確認し、これを確認したときは、自らが当該自動車の所有者である場合を除き、その旨を当該自動車の所有者に通知するものとする。
- 四 登録自動車の所有者は、使用済自動車の解体に係る第一項の申請をするときは、同項の解体報告記録がなされた日及び車台番号その他の当該解体報告記録が当該自動車に係るものであることを特定するために必要な事項として国土交通省令で定める事項を明らかにしなければならない。
- 五 第一項の場合において、登録自動車の所有者が永久抹消登録の申請をしないときは、国土交通大臣は、その定める七日以上の期間内において、これをなすべきことを催告しなければならない。
- 六 国土交通大臣は、前項の催告をした場合において、登録自動車の所有者が正当な理由がないのに永久抹消登録の申請をしないときは、永久抹消登録をし、その旨を所有者に通知しなければならない。

（輸出抹消登録）

- 第十五条の二 登録自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）の所有者は、その自動車を輸出しようとするときは、当該輸出の予定日から国土交通省令で定める期間さかのぼつた日から当該輸出をする時までの間に、輸出抹消仮登録の申請をし、かつ、次項の規定による輸出抹消仮登録証明書の交付を受けなければならない。ただし、その自動車を一時的に輸出した後、本邦に再輸入することが見込まれる場合であつて輸出抹消仮登録を受けさせる必要性に乏しいものとして国土交通省令で定めるものに該当する場合には、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 一 国土交通大臣は、前項の申請に基づき輸出抹消仮登録をしたときは、申請者に対し、当該自動車について輸出が予定されている旨が記載され、かつ、当該輸出の予定日までを有効期間とする輸出抹消仮登録証明書を交付するものとする。
 - 二 国土交通大臣は、第一項の申請に基づき輸出抹消仮登録をしたときは、税関長に対し、当該自動車の輸出の予定日が経過した後速やかに、前項に規定する輸出抹消仮登録証明書の具備について関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七十条第二項の確認をしたことその他当該自動車の輸出の事実を確認するために必要な照会をしなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該自動車の輸出の事実を確認したときは、輸出抹消登録をするものとする。

- 三 第二項の規定により交付を受けた輸出抹消仮登録証明書に係る自動車が輸出されることなく当該輸出抹消仮登録証明書の有効期間が満了したと

きは、当該自動車の所有者は、当該有効期間が満了した日から十五日以内に、国土交通大臣に当該輸出抹消仮登録証明書を返納しなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の規定その他の事由により輸出抹消仮登録証明書の返納を受けたときは、次条第一項の規定による一時抹消登録の申請があつたものとみなして一時抹消登録をし、当該自動車の所有者に対し、一時抹消登録証明書を交付するものとする。

(一時抹消登録)

第十六条 登録自動車の所有者は、前二条に規定する場合を除くほか、その自動車を運行の用に供することをやめたときは、一時抹消登録の申請をすることができる。

2 国土交通大臣は、前項の申請に基づき一時抹消登録をしたときは、申請者に対し、一時抹消登録証明書を交付するものとする。

3 一時抹消登録を受けた自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）の所有者は、次に掲げる場合には、その事由があつた日（当該事由が使用済自動車の解体である場合にあっては、解体報告記録がなされたことを知つた日）から十五日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一 当該自動車が滅失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）、又は自動車の用途を廃止したとき。

二 当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際存したものでなくなつたとき。

4 第十五条第二項及び第三項の規定は、使用済自動車の解体に係る前項の規定による届出をする場合について準用する。この場合において、これらの規定中「登録自動車」とあるのは、「一時抹消登録を受けた自動車」と読み替えるものとする。

5 一時抹消登録を受けた自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）の所有者は、その自動車を輸出しようとするときは、当該輸出の予定日から国土交通省令で定める期間さかのぼつた日から当該輸出をする時までの間に、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣にその旨の届出をし、かつ、次項の規定による輸出予定届出証明書の交付を受けなければならない。この場合においては、国土交通大臣に当該自動車に係る一時抹消登録証明書を返納しなければならない。

6 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出をした者に対し、当該自動車について輸出が予定されている旨が記載され、かつ、当該輸出の予定日までを有効期間とする輸出予定届出証明書を交付するものとする。

7 前条第三項及び第四項の規定は、一時抹消登録を受けた自動車の輸出に係る第五項の規定による届出があつた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「輸出抹消仮登録証明書」とあるのは「輸出予定届出証明書」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十六条第六項」と、「輸出抹消仮登録証明書」とあるのは「輸出予定届出証明書」

と読み替えるものとする。

8 国土交通大臣は、前項において準用する前条第四項の規定その他の事由により輸出予定届出証明書の返納を受けたときは、その旨を自動車登録ファイルに記録するとともに、当該自動車の所有者に対し、一時抹消登録証明書を交付するものとする。

(自動車検査証の返納等)

第六十九条 自動車の使用者は、当該自動車について次に掲げる事由があつたときは、その事由があつた日（当該事由が使用済自動車の解体である場合にあつては、解体報告記録がなされたことを知つた日）から十五日以内に、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納しなければならない。

一 当該自動車が滅失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）、又は自動車の用途を廃止したとき。

二 当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、車両番号の指定の際）存したものでなくなつたとき。

三 当該自動車について第十五条の二第一項の申請に基づく輸出抹消仮登録又は第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録があつたとき。

四 当該自動車について次条第三項の規定による届出に基づく輸出予定届出証明書の交付がされたとき。

2 第五十四条第二項又は第五十四条の二第六項の規定により自動車の使用の停止を命ぜられた者は、遅滞なく、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納しなければならない。

3 国土交通大臣は、第五十四条第三項の規定により使用の停止の取消をしたとき又は第五十四条の二第六項の規定による自動車の使用の停止の期間が満了し、かつ、当該自動車が保安基準に適合するに至つたときは、返納を受けた自動車検査証を返付しなければならない。

4 車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車の使用者は、当該自動車を運行の用に供することをやめたときは、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納して自動車検査証返納証明書の交付を受けることができる。

(手数料の納付)

第二百二条 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。第八号において同じ。）を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（第四号又は第十号から第十二号までに掲げる者が協会にその申請をする場合には、協会）に納めなければならない。

一 新規登録を申請する者

二 変更登録、移転登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録を申請する者

- 三 第十五条の二第五項又は第十六条第八項の規定による一時抹消登録証明書の交付を受ける者
- 四 輸出予定届出証明書の交付を申請する者
- 五 地方運輸局長が行う臨時運行の許可を申請する者
- 六 回送運行許可証の交付を申請する者
- 七 登録事項等証明書の交付を請求する者
- 八 第二十二條第三項の規定による請求（国又は独立行政法人の委託に係るものを除く。）に係る登録情報の提供を受ける登録情報提供機関
- 九 自動車整備士の技能検定を申請する者
- 十 新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を申請する者
- 十一 自動車検査証返納証明書又は第七十二条の三の規定による証明書の交付を申請する者
- 十二 自動車検査証、臨時検査合格標章、検査標章、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の再交付を申請する者
- 十三 自動車又は特定装置の型式について指定を申請する者
- 十四 指定自動車整備事業の指定を申請する者
- 2 前項第十号に掲げる者のうち検査法人が行う基準適合性審査を受けようとする者は、同項の規定にかかわらず、実費を勘案して政令で定める額の自動車検査証の交付に係る手数料及び基準適合性審査に係る手数料をそれぞれ国及び検査法人に納めなければならない。
- 3 第一項第一号から第四号まで、第七号、第八号又は第十号から第十四号までに掲げる者の前二項の手数料の納付は、検査法人及び協会に納める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、自動車検査登録印紙をもつてしなければならない。ただし、第一項第八号の請求をする場合又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項第一号から第四号まで、第七号若しくは第十号から第十四号までの申請等をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。
- 4 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項各号の申請等をする者が、国土交通省令で定める期間内に手数料を納付しないときは、国土交通大臣（第七十四条の四の規定の適用があるときは、協会）は、国土交通省令で定めるところにより、当該申請等を却下することができる。
- 5 第一項の手数料で協会に納められたものは、協会の収入とする。
- 6 第二項の手数料で検査法人に納められたものは、検査法人の収入とする。

(権限の委任)

第百五条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

2 この法律に規定する地方運輸局長の権限及び前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、政令で定めるところにより、運輸監理部長又は運輸支局長に委任することができる。

3 自動車の登録に関する国土交通大臣の権限（以下この項及び第五項において「登録権限」という。）が第一項の規定により地方運輸局長に委任された場合又は同項の規定により地方運輸局長に委任された登録権限が前項の規定により運輸監理部長又は運輸支局長に委任された場合における地方運輸局長又は運輸監理部長若しくは運輸支局長の処分（次項において「地方運輸局長等の処分」という。）について不服がある者は、異議申立てをすることができる。

4 地方運輸局長等の処分についての審査請求については、行政不服審査法第十四条及び第三十七条第六項の規定は、適用しない。

5 第一項の規定により地方運輸局長に委任された登録権限が第二項の規定により運輸監理部長又は運輸支局長に委任された場合における運輸監理部長又は運輸支局長の処分についての再審査請求については、行政不服審査法第五十三条の規定は適用せず、かつ、同法第五十六条の規定にかかわらず、同法第十四条及び第三十七条第六項の規定は準用しない。

6 国土交通大臣又は地方運輸局長の権限が第一項又は第二項の規定により地方運輸局長又は運輸監理部長若しくは運輸支局長に委任された場合においては、政令で、合理的に必要と判断される範囲内において、この法律その他の法令の規定の適用に関し必要な事項を定めることができる。

○ 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）（抄）

(権限の委任)

第十五条 法に規定する国土交通大臣の権限で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる地方運輸局長に委任する。

- 一 法第二章（第六条第二項、第十五条の二第三項（法第十六条第七項及び第六十九条の二第五項において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項、第二十九条及び第三十条を除く。）、第四十三条第二項及び第五章（第六十三条第一項、第六十三条の二（第三項を除く。）、第六十三条の三、第六十三条の四第一項、第六十四条、第七十二条第二項、第七十四条第一項、第七十四条の二、第七十五条第一項、第七項及び第八項、第七十五条の二第一項、第五項及び第六項並びに第七十五条の四を除く。）に規定する国土交通大臣の権限（次号から第四号までに掲げるものを除く。）、自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長

二 法第十一条第三項及び第五項、第十五条の二第四項（法第十六条第七項及び第六十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び第五

項、第十六条第三項、第五項、第六項及び第八項、第十八条第三項（法第六十九条の三において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第六十二条第一項及び第二項（法第六十三条第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条第二項及び第五項、第六十六条第二項（第二号に係る部分（構造等変更検査に係るものを除く。）に限る。）、第六十九条の二第一項、第三項本文、第四項及び第六項、第七十一条第一項及び第二項、第七十一条の二第一項（新規検査に係るものを除く。）、同条第二項において準用する法第五十四条第四項並びに第七十二条の三に規定する国土交通大臣の権限並びにこれらの権限に係る法第七十二条第一項に規定する国土交通大臣の権限 最寄りの地方運輸局長
三・四（略）
2～7（略）

○ 道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）（抄）

（国又は協会に納める手数料）

第一条 道路運送車両法（以下「法」という。）第二百一条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

手数料を納付すべき者	金額
一～三（略）	（略）
四 法第十五条の二第五項又は第十六条第八項の規定による一時抹消登録証明書の交付を受ける者	（略）
五～十（略）	（略）
十一 法第十五条の二第五項又は第十六条第八項の規定による一時抹消登録証明書の交付を受ける者	一両につき次に掲げる金額 一 完成検査終了証の提出（法第五十九条第四項において準用する法第七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を

	<p>含む。)がある自動車、一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書 の提出とともに保安基準適合証の提出(法第九十四条の五第九項 の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)が ある自動車並びに限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の 提出(法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の 五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含 む。)がある自動車 千百円</p> <p>二・三 (略)</p>
<p>十二・十三 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>十四 予備検査を申請する者</p>	<p>一両につき次に掲げる金額</p> <p>一 一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書とともに保安基準 適合証の提出がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準 適合証の提出がある自動車 千百円</p> <p>二・三 (略)</p>
<p>十五～二十 (略)</p>	<p>(略)</p>

○ 自動車登録令(昭和二十六年政令第二百五十六号) (抄)

(自動車登録ファイル等)

2 第六条 自動車登録ファイルは、現在記録ファイル及び保存記録ファイルとする。
(略)

3 保存記録ファイルには、現在記録ファイルに記録した自動車に関する登録事項で抹消したものと並びに道路運送車両法第十六条第三項及び第五項本文の届出に関する事項その他の国土交通省令で定める事項を記録する。

4 (略)

○ 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号）（抄）

第十五条の二 法第八条第一項に規定する政令の定めるところにより使用の廃止がされたことが明らかにされる自動車は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める手続がされた自動車とする。

一 自動車検査証の交付等（法第八条第二項第二号に規定する自動車検査証の交付等をいう。以下同じ。）を受けた自動車のうち登録（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第四条に規定する登録をいう。）を受けたもの 当該自動車に係る抹消登録（同法第十五条に規定する永久抹消登録又は同法第十六条第二項に規定する一時抹消登録をいう。）を受けたことについての証明書の交付を同法の定めるところにより受けていること。

二・三 (略)

○ 建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第二百九十四号）（抄）

（都道府県知事への通知）

第十三条 国土交通大臣は、別表の改正が行われた場合において、その改正により新たに建設機械となつたもので、法第二十七条第一項の規定により建設機械でないものとみなされるものがあるときは、遅滞なく、各都道府県知事に必要な事項を通知しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項に規定する建設機械について道路運送車両法第十五条の規定による永久抹消登録、同法第十五条の二第二項の規定による輸出抹消仮登録又は同法第十六条第二項の規定による一時抹消登録をしたときは、遅滞なく、各都道府県知事に必要な事項を通知しなければならない。

附 則

1 5 (略)

(都道府県知事への通知)

- 6 第十三条第二項の規定は、国土交通大臣が法附則第四項に規定する建設機械について道路運送車両法第十五条の規定による永久抹消登録、同法第十五条の二第二項の規定による輸出抹消仮登録又は同法第十六条第二項の規定による一時抹消登録をした場合に準用する。

- 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号) (抄)

(使用済自動車に係る自動車重量税の還付の申請等)

- 第五十一条の二 法第九十条の十二第一項に規定する解体されたものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める手続がされたものとする。

- 一 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第四条に規定する登録を受けたもの 同法第十五条に規定する永久抹消登録のうち解体を事由とするもの(以下この条において「永久抹消登録」という。)又は同法第十六条第三項の規定による届出のうち解体を事由とするもの(以下この条において「登録自動車の届出」という。)

二 (略)

- 2 (略)

- 3 前項に規定する確定日とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。

一 (略)

- 二 使用済自動車に係る登録自動車の届出を行った場合 道路運送車両法第十五条の二第五項若しくは第十六条第二項に規定する一時抹消登録を受けた日又は使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第八十一条の規定により当該使用済自動車を引き取ったことが同法第二条第十一项に規定する引取業者から同法第一百四十一条に規定する情報管理センターに報告されたことについて国土交通大臣が報告を受けた日(次号において「報告受領日」という。)のいずれか遅い日

三 (略)

- 4 5 7 (略)

- 沖縄の復帰に伴う運輸省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第一百二十二号) (抄)

(道路運送車両法等関係)

第二十一条 沖繩の道路運送車両法（千九百五十四年立法第四十五号。以下この条において「沖繩法」という。）の規定により設けられた自動車登録原簿にされた同立法の規定による登録（法の施行前に沖繩に適用されていた他の法令の規定によつてされたものを含む。）で、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号。以下この条において「本土法」という。）第四条に規定する自動車に係るものうち法の施行の日における本邦の法令により自動車登録ファイルの登録事項とされている事項に係るものは、自動車登録ファイルにされた登録とみなす。

2 法の施行の際沖繩法の規定により登録を受けている自動車で本土法の小型特殊自動車に該当するもの（以下この条において「登録小型特殊自動車」という。）は、自動車に係る登録に関する同法その他の本邦の法令の規定の適用については、本土法の軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車とみなす。ただし、同法第十五条の規定による永久抹消登録、同法第十五条の第二項の規定による輸出抹消仮登録又は同条第五項若しくは同法第十六条第二項の規定による一時抹消登録がされたものについては、この限りでない。

3
3
23 (略)